

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令について

1. 改正の主な内容

(1) 消毒設備の設置の方法等

改正法により、

ア 家畜の所有者は、畜舎等及びその敷地の出入口付近に、消毒設備を設置しなければならないこと（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第8条の2第1項）

イ 家畜伝染病が発生した場合は、患畜等の所在した畜舎等及び汚染物品の所在した倉庫等並びにその敷地の出入口付近に、当該家畜伝染病のまん延を防止するために必要な消毒設備を設置しなければならないこと（法第25条第4項及び第26条第4項）

ウ ア及びイの施設に出入りする者は、当該施設に設置された消毒設備を利用して、その身体、車両等を消毒しなければならないこと（法第8条の2第2項及び第3項、第25条第6項、第26条第6項並びに第28条第2項）

とされたことに伴い、

① アの消毒設備の設置義務の対象となる施設の内容（畜舎及びふ卵舎）及び当該消毒設備を利用した消毒義務の対象となる物品の内容（他の畜産関係施設で使用された物品で家畜に直接接触するもの）

② ア及びイの消毒設備の設置義務の対象外となる敷地の内容（専ら居住の用に供されている施設の敷地）

③ アの施設の出入口付近には、当該施設に入る者の身体（靴）及び当該施設に持ち込む物品の消毒に必要な設備として踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置（ハンディースプレー等）その他これらに準ずるものを設置しなければならないこと

④ アの施設の敷地の出入口付近には、車両のタイヤの消毒に必要な設備として消毒薬噴霧装置（小型動力噴霧機等）、消毒マットその他これらに準ずるものを設置しなければならないこと

⑤ イの施設の出入口付近には、当該施設から出る者の身体（靴及び身体全体）の消毒に必要な設備として踏込消毒槽及び消毒薬噴霧装置その他これらに準ずるものを設置しなければならないこと

⑥ イの施設の敷地の出入口付近には、当該敷地から出す車両全体の消毒に必要な設備として消毒薬噴霧装置（動力噴霧機等）その他これに準ずるものを設置しなければならないこと

等を定めることとする。

(2) 飼養衛生管理基準の見直し

昨年の宮崎県における口蹄疫の発生事例や近年の高病原性鳥インフルエンザの発生事例に鑑みると、家畜の伝染性疾病の発生を予防するためには、平素から適切な飼養衛生管理を徹底することが重要であり、

① 改正法により、飼養衛生管理基準について、患畜及び疑似患畜の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保をその内容に含めるとともに、家畜の飼養規模の区分に応じて定めることとされたこと（法第12条の3第1項）

② 令の改正により、飼養衛生管理基準の対象となる家畜について、蜜蜂を除く法令に掲げる全ての種類の家畜に拡大されたこと（令第4条）等を踏まえ、飼養衛生管理基準について、畜種別に分けた上で、その内容をより具体的に定めるべく見直しを行うこととする。

（3）家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告の内容等

改正法により、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、その飼養している家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する事項について、都道府県知事に報告しなければならないこととされたこと（法第12条の4）に伴い、

- ① 報告は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあっては毎年4月15日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては毎年6月15日までに、所定の様式によりしなければならないこと
- ② 報告の対象となる事項は、当該年の2月1日時点における次に掲げる事項とすること
 - (ア) その飼養している家畜の種類及び頭羽数
 - (イ) 畜舎及びふ卵舎の数
 - (ウ) 飼養衛生管理基準の遵守状況
 - (エ) 飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況
- ③ 飼養している家畜の頭羽数がわずか（牛、水牛及び馬にあっては1頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては6頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては100羽未満、だちょうにあっては10羽未満）である者については、報告の対象となる事項は、②(ア)に掲げる事項のみとすること
- ④ 平成23年分の報告は、同年10月1日時点における②(ア)及び(イ)に掲げる事項について、同年12月15日までにするものとする
等を定めることとする。

（4）家畜伝染病の発生を早期に発見するための届出の対象となる症状の内容及び当該届出の手續

家畜伝染病の発生をできる限り早期に発見し、被害を最小限のものとするため、改正法により、

- ア 届出が必要となる症状（以下「特定症状」という。）を農林水産大臣が家畜の種類ごとにあらかじめ指定した上で、
- イ 家畜が特定症状を呈していることを発見した獣医師等は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない
- ウ 都道府県知事は、イによる届出があったときは、遅滞なく、農林水産大臣にその旨を報告しなければならない
こととされたこと（法第13条の2）に伴い、

- ① 獣医師等は、特定症状の内容、特定症状を呈している家畜の発見時における同一の農場のその他の家畜の状態等を届け出なければならないこと
- ② 複数の畜房において家畜が特定症状を呈している場合に限り、検体を採取し

て、ウによる報告の際に農林水産大臣に提出しなければならないこと等を定めることとする。

(5) 病原体の所持規制に関する規定の整備

改正法により、病原体の所持に関する規制が設けられたこと（法第5章）に伴い、規制対象となる病原体の種類、病原体の取扱施設の基準、病原体の保管等の基準等を定めることとする。

(6) その他

家畜の伝染性疾病にかかっている動物等の輸出入の際の検査に係る係留期間等の輸出入検疫に関する規定について、所要の見直しを行うこととする。

2. 施行期日

平成23年10月1日とする。